

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案新旧対照条文 目次

一	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）（第一条関係）	1
二	タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）（第二条関係）	18
三	道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）（第三条関係）	21
四	自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省令第二号）（第四条関係）	29
五	自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）（第五条関係）	30
六	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（第六条関係）	31
七	旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（第七条関係）	32
八	自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）（第八条関係）	33

○ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（法第二条第七項の国土交通省令で定める措置）</p> <p>第二条 法第二条第七項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（法第二条第七項の国土交通省令で定めるもの）</p> <p>第二条の二 法第二条第七項の一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 特定地域又は準特定地域における営業区域の設定</p> <p>二 特定地域又は準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加</p> <p>（経営の合理化に資する措置）</p> <p>第二条の三 法第二条第八項の国土交通省令で定める措置は、事業用自動車の使用の停止とする。</p>	<p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（法第二条第六項の国土交通省令で定める措置）</p> <p>第二条 法第二条第六項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(特定地域の指定又はその期限の延長の要請)

第三条 法第三条第五項又は第六項(これらの規定を法第三条の第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定地域の指定又はその期限の延長を要請しようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 指定又はその期限の延長を要請する地域
- 二 指定又はその期限の延長を要請する理由
- 三 (略)

(特定地域計画の認可の申請)

第三条の二 法第八条の二第一項前段の規定により特定地域計画の認可を申請しようとする協議会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(第十一条第一項の規定により国土交通大臣の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
 - 二 法第八条の二第二項各号に掲げる事項
 - 三 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第一号の活性化措置に関する事項を含む場合には、同号に掲げる事項
 - 四 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第二号に掲げる事項を含む場合には、同号に掲げる事項
- 2 | 国土交通大臣は、申請者に対し、前項各号に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(特定地域計画の変更の認可の申請)

第三条の三 法第八条の二第一項後段の規定により認可特定地域計画の変更の認可を申請しようとする認可協議会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(特定地域の指定の要請)

第三条 法第三条第四項又は第五項の規定により特定地域の指定を要請しようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 指定を要請する地域
- 二 指定を要請する理由
- 三 (略)

(新設)

(新設)

- 一 認可協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる事項の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 当該認可特定地域計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減
 - 二 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三項第一号の活性化措置に関する事項を含む場合には、当該活性化措置
 - 三 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三項第二号に掲げる事項を含む場合には、当該事項
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（法第八条の二第四項の国土交通省令で定める書類）

第三条の四 法第八条の二第四項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載した書面
- 二 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を記載した書面
- 三 当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を記載した書面

（法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項）

第三条の五 法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認可協議会の名称

（新設）

（新設）

二 当該認可特定地域計画に係る特定地域

(法第八条の七第一項の国土交通省令で定める者)

第三条の六 法第八条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三十八条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の休止を届け出た者のうち、道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第六十六条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の再開を届け出していない者
- 二 道路運送法第三十八条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の廃止を届け出た者

(法第八条の七第二項第三号の事業者計画の記載事項)

第三条の七 法第八条の七第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業者計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実施時期
- 二 実施に伴う労務に関する事項
- 三 当該事業者計画が事業用自動車の台数の削減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計画の作成時及び実施後における事業用自動車の台数
- 四 当該事業者計画が営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計画の作成時における営業方法並びに実施後における営業方法及びその表示に関する事項

(法第八条の七第二項第四号ホの事業者計画の記載事項)

第三条の八 法第八条の七第二項第四号ホの国土交通省令で定める事項は、実施に伴う労務に関する事項とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(事業者計画の認可の申請)

第三条の九 法第八条の七第一項前段の規定により事業者計画の認可を申請しようとする合意事業者（法第八条の七第一項に規定する合意事業者。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 法第八条の七第二項第一号から第三号までに掲げる事項

三 当該事業者計画が活性化措置（法第八条の七第二項第四号に規定する活性化措置。次条第二項において同じ。）に関する事項を含む場合には、法第八条の七第二項第四号イからホまでに掲げる事項

2 | 前項の場合において、法第八条の八第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。

3 | 第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

4 | 第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

5 | 国土交通大臣は、申請者に対し、前各項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(新設)

(事業者計画の変更の認可の申請)

第三条の十 法第八条の七第一項後段の規定により認可事業者計画の変更の認可を受けようとする認可合意事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、認可事業者計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減(当該認可事業者計画に活性化措置に関する事項が定められている場合にあつては、供給輸送力の削減及び活性化措置。)の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の認可の申請について準用する。

(合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する勧告)

第三条の十一 法第八条の十第一項の規定による勧告の内容は、次の各号に該当するものでなければならぬ。

- 一 法第八条の十第一項の事態を解消するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであること
- 二 不当な差別的取扱いをしないこと
- 三 旅客の利益を不当に害するものでないこと
- 四 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が使用する事業用自動車の台数を考慮したものであること

(法第八条の十第二項の国土交通省令で定める書類)

第三条の十二 法第八条の十第二項(法第八条の十一第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 法第八条の十第一項の申出を行った認可協議会の存する特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実施状況を記載した書類
- 二 当該特定地域内に営業所を有する合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動の状況を記載した書類
- 三 当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずることを明らかにする書類

(証紙の表示)

第三条の十三 法第八条の十一第一項の規定による命令を受けた者は、国土交通大臣が当該命令に応じて交付する証紙を事業用自動車の前面ガラスの内側に、証紙の表を事業用自動車の外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければならない。

(法第十一条第二項第五号の活性化事業計画の記載事項)

第四条 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、進特定地域計画に活性化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第十一条第三項第四号の活性化事業計画の記載事項)

第六条 法第十一条第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 活性化事業との関連に関する事項
- 二 (略)

(活性化事業計画の認定の申請)

第七条 法第十一条第一項の規定により活性化事業計画の認定を申請しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載

(新設)

(法第十一条第二項第五号の特定事業計画の記載事項)

第四条 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、地域計画に特定事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第十一条第三項第四号の特定事業計画の記載事項)

第六条 法第十一条第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定事業との関連に関する事項
- 二 (略)

(特定事業計画の認定の申請)

第七条 法第十一条第一項の規定により特定事業計画の認定を申請しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載し

- した申請書を国土交通大臣（活性化事業計画の認定又は変更の認定の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。第五項及び次条第一項において同じ。）に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法第十一条第二項各号に掲げる事項
 - 三 当該活性化事業計画が事業再構築に関する事項を含む場合には、法第十一条第三項各号に掲げる事項
- 2| 前項の場合において、法第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。
- 3| 第一項の場合において、法第十三条第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 4| 第一項の場合において、法第十三条第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

5| (略)

- た申請書を国土交通大臣（特定事業計画の認定又は変更の認定の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。第六項及び次条第一項において同じ。）に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法第十一条第二項各号に掲げる事項
 - 三 当該特定事業計画が事業再構築に関する事項を含む場合には、法第十一条第三項各号に掲げる事項
- 2| 前項の場合において、法第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域並びに当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載しなければならない。
- 3| 第一項の場合において、法第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。
- 4| 第一項の場合において、法第十三条第三項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 5| 第一項の場合において、法第十三条第三項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

6| (略)

(活性化事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第十一条第五項の規定により認定活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、認定活性化事業計画に係る活性化事業(当該認定活性化事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあっては、活性化事業及び事業再構築。)の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第十四条の三の国土交通省令で定める事業計画の変更)

第九条 法第十四条の三の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業計画の変更とする。

- 一 特定地域における営業区域の設定
- 二 特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

(特定事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第十一条第五項の規定により認定特定事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、認定特定事業計画に係る特定事業(当該認定特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあっては、特定事業及び事業再構築。)の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送)

第九条 法第十三条第一項の国土交通省令で定める運送は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者(次号において「要介護者等」という。)及びその付添人の運送であつて、道路運送法施行規則第五十一条の三第八号に規定する福祉自動車(次号において単に「福祉自動車」という。)を用いるもの
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- 二 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であつて、他人の介助によらずに移動することが困難

(準特定地域における許可についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条 法第十四条の四第二項(法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により、国土交通大臣は、準特定地域における許可をしようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該許可の申請書に係る道路運送法施行規則第四条第八項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した書面を添え、当該事案に関する準特定地域計画の実施上の意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、準特定地域計画の実施上の意見を提出すべき期限を付すことができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(準特定地域における許可についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の二 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該事案に関する準特定地域計

難であり、かつ、単独で事業用自動車その他の公共交通機関を利用することが困難である者

ホ イからニまでに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

二 要介護者等及びその付添人の運送であつて、次に掲げる者が乗務する事業用自動車(福祉自動車を除く。)を用いるもの

イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第二十号)第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けている者

ロ 要介護者等の円滑な運送に資する研修として国土交通大臣が認めるものを修了している者

ハ イ及びロに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

(特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送に係る旅客の運賃及び料金の届出)

第十条 法第十三条第一項の規定により特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送に係る旅客の運賃及び料金の届出をしようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

四 実施予定日

2 前項の届出書には、認定特定事業計画の写しを添付しなければならない。

(新設)

画の実施上の意見書を提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、準特定地域計画の実施に支障がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

(法第十五条第一項の国土交通省令で定めるもの)

- 第十条の三 法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加とする。

(法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更)

- 第十条の四 法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業計画の変更とする。

- 一 準特定地域における営業区域の設定
- 二 準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

- 第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

- 2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

- 第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

(法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃)

第十条の七 法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る基本運賃（これに準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃を含む。）を除いた運賃とする。

(法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数)

第十条の八 法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数は、三十日とする。

(報告の徴収)

第十条の九 法第十六条の二の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣から、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十条の十 法第十七条第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(検査員証)

(新設)

(新設)

(新設)

第十條の十一 法第十七條第三項の證明書は、別記様式によるものとする。

(法第十七條の二の国土交通省令で定める場合)

第十條の十二 法第十七條の二の国土交通省令で定める場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が、業務に關し他の法令に違反した場合において、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の責めに歸すべき理由がある場合とする。

(権限の委任)

第十一條 法第五章から第九章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、当該事案の關する土地を管轄する地方運輸局長(当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として關する土地を管轄する地方運輸局長。次項において「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

一 法第八條の六第一項及び第二項の規定による通知

二 法第八條の十第一項の規定による勧告

三 法第八條の十第三項(第八條の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

四 法第八條の十一第一項の規定による命令

五 法第十一條第四項の活性化事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。次号において同じ。)の認定

六 法第十一條第五項の活性化事業計画の変更の認定

七 法第十二條第一項の規定による意見陳述

八 法第十二條第三項の規定による連絡

九 法第十四條第一項の規定による認定活性化事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。次号及び第十一号において同じ。)に係る勧告

十 法第十四條第二項の規定による認定活性化事業計画の認定の取消し

(新設)

(新設)

(権限の委任)

第十一條 法に規定する国土交通大臣の権限のうち特定事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものを除く。)に係る次に掲げる権限は、当該事案の關する土地を管轄する地方運輸局長(当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として關する土地を管轄する地方運輸局長。第三項において「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

一 法第十一條第四項の認定

二 法第十一條第五項の変更の認定

三 法第十四條第一項の規定による勧告

四 法第十四條第二項の規定による認定の取消し

十一 法第十四条第三項の規定による認定活性化事業計画の変更の指示又は認定の取消し

十二 法第十七条第一項の規定による報告の徴収

十三 法第十七条第二項の規定による立入検査

十四 法第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

十五 法第十八条の二の規定による諮問

十六 法第十八条の三第二項の規定による指示

2| 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち法第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

3| 法第十七条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

(事案の公示)

第十一条の二 地方運輸局長は、その権限に属する法第十八条の三第一項に規定する事案について調査を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

(利害関係人)

第十一条の三 法第十八条の三第一項に規定する利害関係人(次条において「利害関係人」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 法第八条の二第一項の規定により特定地域計画の認可又は変更の認可の申請をした協議会の構成員

二 法第八条の五第三項の規定による認可特定地域計画の変更命令又

五| 法第十四条第三項の規定による変更の指示又は認定の取消し

2| 法第十三条第一項の規定による届出の受理は、地方運輸局長に委任する。

3| 法第十七条の規定による報告の徴収は、所轄地方運輸局長も行うことができる。

(新設)

(新設)

は同項若しくは同条第四項の規定による認可の取消しに係る認可協議会の構成員

三 法第十六条第一項の規定による運賃の範囲を指定しようとする特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者

四 第一号若しくは第二号の構成員又は前号の一般乗用旅客自動車運送事業者と競争の関係にある者

五 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

(意見の聴取の申請)

第十一条の四 利害関係人は、法第十八条の三第二項の規定により、意見聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事案の件名及び公示があつたものについてはその番号

三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第十一条の二の規定による公示をした事案にあつては、公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

(陳述人の選定)

第十一条の五 地方運輸局長は、意見の聴取の申請者が二人以上あるときは、意見の聴取において陳述すべき者を選定することができる。

(非公開)

第十一条の六 意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(聴聞の方法の特例)

第十一条の七 地方運輸局長は、その権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の十七日前までに、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板上に掲示する等適当な方法で公示しなければならぬ。

第十一条の八 法第十八条の四第二項に規定する利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

(届出)

第十一条の九 一般乗用旅客自動車運送事業者は、法第八条の九第三項、法第八条の十一又は法第十七条の二の規定に基づく命令を実施した場合に該当することとなつたときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく行わなければならない。

3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 届出事項
- 三 届出事由の発生の日
- 四 その他必要事項

(書類の経由)

第十二条 法第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に送付すべき準特定地域計画は、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわた

(新設)

(新設)

(新設)

(書類の経由)

第十二条 法第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に送付すべき地域計画は、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるとき

るときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。次項において同じ。)を經由して送付しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書、届出書、意見書又は報告書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して提出しなければならない。

3 (略)

は、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。次項において同じ。)を經由して送付しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して提出しなければならない。

3 (略)

別記様式(第10条の11関係)

(略)

(新設)

○ タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定地域の指定の要請）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第四項から第六項（これらの規定を法第二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定地域の指定を要請しようとする特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条第一項に規定する協議会、都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 指定を要請する地域</p> <p>二 指定を要請する理由</p> <p>三 その他参考となる事項</p> <p>（タクシー運転者登録原簿の保存期間）</p> <p>第九条の二 法第十一条の国土交通省令で定める期間は、登録の消除の日から二年間とする。</p> <p>（登録実施機関の登録の申請）</p> <p>第十六条 法第十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請に係る単位地域の名称</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（登録実施機関の登録の申請）</p> <p>第十六条 法第十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請に係る指定地域の名称</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(登録実施機関の登録の有効期間)

第十六条の四 法第二十条第一項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(登録事務等の実施方法)

第十六条の五 (略)

(事業者乗務証の返納)

第三十二条 タクシー事業者は、タクシー事業を行なわないうこととなつたときは、直ちに事業者乗務証を地方運輸局長に返納しなければならない。

(不正表示に該当しない場合)

第三十八条 法第四十七条の国土交通省令で定める場合は、登録運転者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る運転者証を表示する場合及びタクシー事業者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る事業者乗務証を表示する場合とする。

(権限の委任)

第四十四条の二 法に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一 法第二条の二第一項の規定による指定地域の指定

二 法第二条の二第二項(法第二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域の指定の解除

三 法第二条の三第一項の規定による特定指定地域の指定

四 法第三条第一項の規定による地域の指定

五 法第五十一条第一項の規定による報告及び検査

六 法第五十二条第二項において準用する道路運送法(昭和二十六年

(新設)

(登録事務等の実施方法)

第十六条の四 (略)

(事業者乗務証の返納)

第三十二条 タクシー事業者は、指定地域内においてタクシー事業を行なわないうこととなつたときは、直ちに事業者乗務証を地方運輸局長に返納しなければならない。

(不正表示に該当しない場合)

第三十八条 法第四十七条の国土交通省令で定める場合は、登録運転者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る運転者証を表示する場合、タクシー事業者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る事業者乗務証を表示する場合及び指定地域外の営業所に配置するタクシーに運転者証又は事業者乗務証に類似するものを表示する場合とする。

(新設)

法律第百八十三号) 第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

2| 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち法第五十二条第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

3| 法第五十一条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

第二号様式 [第3条]
(略)

第二号様式 [第3条]
(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 旅客自動車運送事業</p> <p>第一節 一般旅客自動車運送事業（第三条の二―第二十六条）</p> <p>第二節 特定旅客自動車運送事業（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第二章の二 旅客自動車運送適正化事業実施機関（第三十四条―第三十五条）</p> <p>第三章―第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数</p> <p>四（略）</p> <p>第七条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 旅客自動車運送事業</p> <p>第一節 一般旅客自動車運送事業（第三条の二―第二十六条）</p> <p>第二節 特定旅客自動車運送事業（第二十七条―第三十五条）</p> <p>第三章―第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びに地方運輸局長が指定する地域にあつてはタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。以下同じ。）及びハイヤー（同法第一条第二項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）の別ごとの数</p> <p>四（略）</p> <p>（緊急調整措置）</p> <p>第七条 法第八条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次</p>

(事業計画の変更の届出等)

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～四 (略)

五 一般乗用旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数

2 (略)

(削除)

第二章の二 旅客自動車運送適正化事業実施機関(第三十四条)

第三十五条

(適正化機関の指定)

第三十四条 法第四十三条の二第一項の規定による指定は、旅客自動車運送事業の種別（法第三条第一号イからハまで及び第二号に掲げる旅

に掲げるものとする。ただし、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定を受けている者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者並びにその付添人の運送の用に供する車両に係るものを除く。

一 緊急調整地域における営業区域の設定

二 緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

三 第四条第八項第三号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

(事業計画の変更の届出等)

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～四 (略)

五 一般乗用旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びにタクシー及びハイヤーの別ごとの数

2 (略)

第三十四条及び第三十五条 削除

(新設)

(新設)

客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）ごとに行う。

(適正化機関の指定の申請)

第三十四条の二 法第四十三条の二第一項の規定により適正化機関の指定を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した適正化機関指定申請書を提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 適正化事業を実施しようとする旅客自動車運送事業の種別
指定に係る区域
- 三 事務所の所在地
- 四 適正化事業の開始の予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 最近の事業年度における貸借対照表
 - 三 役員の名簿及び履歴書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 適正化事業の実施に関する計画を記載した書類
 - 七 その他参考となる事項を記載した書類

(適正化機関の指定の基準)

第三十四条の三 法第四十三条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる基準に適合しているものとする。

- 一 職員、適正化事業の実施の方法その他の事項についての適正化事業の実施に関する計画が適正化事業の適確な実施のために適切なるものであること
- 二 前号の適正化事業の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること
- 三 一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正化事業を実施しようとする場合には、当該一般社団法人又は一般財団法人の構成員である一

(新設)

(新設)

般乗用旅客自動車運送事業者が区域内の営業所に配置する事業用自動車
の台数の合計が当該区域内の営業所に配置される事業用自動車の
総台数の二分の一以上であること

(適正化事業指導員)

第三十四条の四 適正化機関は、法第四十三条の三第一号及び第二号に
掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるため
、適正化事業指導員を選任しなければならない。

2 適正化機関は、適正化事業指導員に対し、第一号様式による身分を
示す証明書を交付しなければならない。

3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たっては、前
項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しな
ければならない。

(適正化事業に係る事業計画等)

第三十四条の五 適正化機関は、毎事業年度、次の各号に掲げる書類を
作成し、当該各号に掲げるところにより地方運輸局長に提出しなけれ
ばならない。

一 適正化事業に係る事業計画及び収支予算 当該事業年度の開始の
日の十五日前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては
、その指定を受けた後遅滞なく）

二 適正化事業に係る事業報告書及び収支決算書 当該事業年度の終
了後三月以内に

(地方運輸局長との連絡等)

第三十四条の六 適正化機関は、適正化事業の運営について、地方運輸
局長と密接に連絡するものとする。

2 地方運輸局長は、適正化機関に対し、適正化事業の円滑な運営に必
要な指導及び助言を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第三十五条 削除

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ・ニ (略)

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿(以下「登録簿」という。)は、第二号様式によるものとする。

(職員証)

第六十三条 法第九十四条第七項の規定による当該職員の身分を示す証票は、第三号様式による。

(届出)

第六十六条 一般旅客自動車運送事業者(第三号に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償

(新設)

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ・ニ (略)

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿(以下「登録簿」という。)は、第一号様式によるものとする。

(職員証)

第六十三条 法第九十四条第六項の規定による当該職員の身分を示す証票は、第二号様式による。

(届出)

第六十六条 一般旅客自動車運送事業者(第三号に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及

旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

一〜四 (略)

五 法第十六条第二項、法第二十七条第三項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁

六〜九 (略)

十 適正化機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合 地方運輸局長

十一 適正化機関が、第三十四条の四の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長

十二 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合 地方運輸局長

十三 (略)

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第八号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第十号に掲げる場合にあつてはあらかじめ、同項第十一号及び第十二号に掲げる場合にあつては十五日以内に、同項第十三号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第十号、第十一号又は第十二号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

一〜四 (略)

五 法第十六条第二項、法第二十七条第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁

六〜九 (略)

十 (略)

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第八号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第十号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

一〇三 (略)

四 第一項第十二号に掲げる場合に於ては、適正化事業指導員でな
くなつた理由

五 (略)

4 地方運輸局長は、第一項第十号の届出があつたときは、その旨を公
示しなければならない。

(地方的な路線の基準)

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定
める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲
げるものとするものとする。

一〇三 (略)

四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しく
は変更の届出の受理、法第二十二條の二第三項の規定による安全管
理規程の変更の命令、法第二十二條の二第五項の規定による安全統
括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二條の二第七
項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七條第三項
の規定による命令、法第三十一條の規定による事業改善の命令又は
法第四十條の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し
当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線の長さ、二百キロメ
ートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百
両未満(互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合
計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自
動車の総数の合計が百両未満)であること。

五 (略)

2 (略)

(報告)

第七十條 (略)

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客

一〇三 (略)

四 (略)

(地方的な路線の基準)

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定
める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲
げるものとするものとする。

一〇三 (略)

四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しく
は変更の届出の受理、法第二十二條の二第三項の規定による安全管
理規程の変更の命令、法第二十二條の二第五項の規定による安全統
括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二條の二第七
項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七條第二項
の規定による命令、法第三十一條の規定による事業改善の命令又は
法第四十條の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し
当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線の長さ、二百キロメ
ートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百
両未満(互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合
計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自
動車の総数の合計が百両未満)であること。

五 (略)

2 (略)

(報告)

第七十條 (略)

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客

自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十七条第三項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

第1号様式 (第35条の3関係)

(略)

第2号様式 (第51条の5関係)

(略)

第3号様式 (第63条関係)

(略)

自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十七条第二項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

(新設)

第1号様式 (第51条の5関係)

(略)

第2号様式 (第63条関係)

(略)

○ 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省建設省令第二号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員証） 第三十五条 法第九十四条第七項の規定による当該職員の身分を示す証票は、別記様式による。 別記様式（第35条関係） （略）</p>	<p>（職員証） 第三十五条 法第九十四条第六項の規定による当該職員の身分を示す証票は、別記様式による。 別記様式（第35条関係） （略）</p>

○ 自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（監査員及び主任監査員） 第六条 監査は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十 四条第四項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百 条第二項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六 十条第四項の行政庁の職員（以下「監査員」という。）が、これを行 う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（監査員及び主任監査員） 第六条 監査は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十 四条第三項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百 条第二項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六 十条第四項の行政庁の職員（以下「監査員」という。）が、これを行 う。</p>

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第四十七条の七（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、<u>法第二十七条第三項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>法第三十一条又は第四十条（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）</u>の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。</p> <p>（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第六十六条の二 法第二十九条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十七条第三項、<u>法第三十一条又は法第四十条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）</u>を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容</p> <p>二（略）</p> <p>三 <u>法第九十四条第四項の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）</u>に係る事項</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第四十七条の七（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、<u>法第二十七条第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>法第三十一条又は第四十条（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）</u>の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。</p> <p>（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第六十六条の二 法第二十九条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十七条第二項、<u>法第三十一条又は法第四十条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）</u>を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容</p> <p>二（略）</p> <p>三 <u>法第九十四条第三項の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）</u>に係る事項</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第1表</p> <table border="1" data-bbox="1091 208 1134 840"> <tr> <td data-bbox="1091 208 1134 360">区分</td> <td data-bbox="1091 360 1134 840"></td> </tr> </table> <p>備考 1 この報告書は、地方運輸局長の指定する地域にあつては、<u>国</u> <u>土交通大臣</u>が定める区分ごとに別葉として作成すること。</p>	区分		<p>第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第1表</p> <table border="1" data-bbox="1050 1135 1134 1767"> <tr> <td data-bbox="1050 1135 1134 1552">ハイヤー・タクシ一の別 (該当事項を○で囲むこと。)</td> <td data-bbox="1050 1552 1134 1767">ハイヤー タクシー</td> </tr> </table> <p>備考 1 この報告書は、地方運輸局長の指定する地域にあつては、<u>ハイヤー</u>、<u>タクシー</u>ごとに別葉として作成すること。</p>	ハイヤー・タクシ一の別 (該当事項を○で囲むこと。)	ハイヤー タクシー
区分					
ハイヤー・タクシ一の別 (該当事項を○で囲むこと。)	ハイヤー タクシー				

改正案	現行
<p>（交付請求及び提供請求の際の明示事項） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項</p> <p>〔1〕〔4〕（略）</p> <p>〔5〕 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十三條の二第一項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関が同法第四十三條の三第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合</p> <p>〔6〕（略）</p> <p>〔7〕 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十二條第一項に規定する資金管理法人、同法第五條に規定する指定再資源化機関又は同法第一百四條に規定する情報管理センターが、同法第九十三條に規定する業務、同法第六條に規定する業務又は同法第一百五條に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（交付請求及び提供請求の際の明示事項） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項</p> <p>〔1〕〔4〕（略）</p> <p>〔5〕 </p> <p>〔6〕 使用済自動車の再資源化に関する法律第九十二條第一項に規定する資金管理法人、同法第五條に規定する指定再資源化機関又は同法第一百四條に規定する情報管理センターが、同法第九十三條に規定する業務、同法第六條に規定する業務又は同法第一百五條に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p>